

市区町村別集計項目(推進体制等)

鹿児島県	
市区町村数	43

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
								有		無	有			無			
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
							38	40	15				43				
46	201	鹿児島市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	鹿児島市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日		第2次鹿児島市男女共同参画計画	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1		
46	203	鹿児島市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	鹿児島市男女共同参画推進条例	2016年3月23日	2016年4月1日		第2次鹿児島市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
46	204	枕崎市	企画調整課	1	2	1	1	枕崎市男女共同参画推進条例	2020年12月16日	2021年4月1日		第2次枕崎市男女共同参画プラン	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1		
46	206	阿久根市	企画調整課	1	2	1	1	阿久根市男女共同参画推進条例	2021年3月16日	2021年4月1日		第3次あくね男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
46	208	出水市	企画政策課	1	2	1	1	出水市男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年4月1日		第2次出水市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
46	210	指宿市	健幸・協働のまちづくり課	1	2	1	1				3	第2次指宿市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
46	213	西之表市	地域支援課	1	2	1	1				0	第3次西之表市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2022年3月	1	1		
46	214	垂水市	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次垂水市男女共同参画基本計画	2021年3月 ~ 2031年3月	1	1		
46	215	薩摩川内市	ひとみらい政策課	1	2	1	1	薩摩川内市男女共同参画基本条例	2004年12月27日	2005年4月1日		第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画	2016年3月 ~ 2025年3月	1	1		
46	216	日置市	企画課	1	2	1	1	日置市男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年4月1日		第2次日置市男女共同参画基本計画 第1次日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
46	217	曾於市	企画課 企画広報室	1	2	1	1				2	第2次曾於市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
46	218	霧島市	市民課	1	1	1	1	霧島市男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日		第2次霧島市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
46	219	いちき串木野市	企画政策課	1	2	1	1				0	いちき串木野市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
46	220	南さつま市	企画政策課	1	2	1	1				1	第2次南さつま市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
46	221	志布志市	企画政策課 共生協働推進室	1	2	1	1				2	第3次志布志市男女がともに輝くまちづくりプラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
46	222	奄美市	市民協働推進課	1	2	1	1	奄美市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		奄美市男女共同参画基本計画	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1		
46	223	南九州市	まちづくり推進課	1	2	1	1	南九州市男女共同参画推進条例	2007年12月1日	2007年12月1日		第2次南九州市男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1		
46	224	伊佐市	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次伊佐市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1		
46	225	始良市	男女共同参画課	1	1	1	1	始良市男女共同参画推進条例	2010年3月22日	2010年3月22日		第2次始良市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
46	303	三島村	民生課	1	2	0	0				0	三島村男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2024年3月	0	1		
46	304	十島村	住民課(健康福祉室)	1	2	1	1				0	十島村男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	392	さつま町	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次さつま町男女いきいき幸せプラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
46	404	長島町	企画財政課	1	2	1	1				0	長島町男女共同参画基本計画	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1		
46	452	湧水町	企画財政課	1	2	1	1				0	湧水町男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	468	大崎町	企画調整課	1	2	0	1				0	大崎町男女共同参画基本計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1		
46	482	東串良町	企画課	1	2	0	1				2	東串良町男女共同参画基本計画	2014年3月 ~ 2024年3月	1	1		
46	490	錦江町	総務課	1	2	1	1				0	錦江町男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	491	南大隅町	総務課	1	2	1	1				2	南大隅町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2025年4月	1	1		
46	492	肝付町	企画調整課	1	2	1	1				0	肝付町男女共同参画基本計画	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1		
46	501	中種子町	総務課	1	2	0	0				0	中種子町男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	502	南種子町	総務課	1	2	1	1				0	南種子町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	505	屋久島町	観光まちづくり課	1	2	1	1				0	屋久島町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2024年3月	0	1		
46	523	大和村	企画観光課	1	2	1	1				0	大和村男女共同参画基本計画	2015年3月25日 ~ 2023年3月25日	0	1		
46	524	宇検村	企画観光課	1	2	1	1				0	宇検村男女共同参画基本計画・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画	2014年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	525	瀬戸内町	企画課	1	2	1	1				2	第2次瀬戸内町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
46	527	龍郷町	企画観光課	1	2	1	1				0	龍郷町男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1		
46	529	喜界町	企画観光課	1	2	1	1				0	喜界町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	530	徳之島町	企画課	1	2	1	1				0	徳之島町男女共同参画基本計画	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有		無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
46	531	天城町	企画財政課ふるさと創生室	1	2	1	1				0	天城町男女共同参画基本計画	2013年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
46	532	伊仙町	総務課	1	2	0	1	伊仙町男女共同参画推進条例	2009年4月1日	2009年4月1日		伊仙町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
46	533	和泊町	企画課	1	2	1	1	和泊町男女共同参画推進条例	2008年3月4日	2008年4月1日		和泊町第2次男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
46	534	知名町	企画振興課	1	2	1	1	知名町男女共同参画推進条例	2014年10月3日	2014年10月3日		知名町男女共同参画基本計画(知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
46	535	与論町	総務企画課	1	2	1	0	与論町男女共同参画推進条例	2015年10月2日	2015年11月1日		与論町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2024年3月	0	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

諮問機関

- 1 有
- 0 無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			3							1	2	3	0	0	3	0	0
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	サンエールかごしま	890-0054	鹿児島市荒田一丁目4番1号	099-813-0852	099-813-0937	http://www.city.kagoshima.lg.jp/		○	○			○		
46	203	鹿屋市															
46	204	枕崎市															
46	206	阿久根市															
46	208	出水市															
46	210	指宿市															
46	213	西之表市															
46	214	垂水市															
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター		895-0012	薩摩川内市平佐1丁目18	0996-25-6056	0996-25-6188		○	○				○		
46	216	日置市	日置市女性センター銀天街		899-2502	日置市伊集院町徳重439-8	099-295-3411	099-295-3411		○	○				○		
46	217	曾於市															
46	218	霧島市															
46	219	いちき串木野市															
46	220	南さつま市															
46	221	志布志市															
46	222	奄美市															
46	223	南九州市															
46	224	伊佐市															
46	225	始良市															
46	303	三島村															
46	304	十島村															
46	392	さつま町															
46	404	長島町															
46	452	湧水町															
46	468	大崎町															
46	482	東串良町															
46	490	錦江町															
46	491	南大隅町															
46	492	肝付町															
46	501	中種子町															
46	502	南種子町															
46	505	屋久島町															
46	523	大和村															
46	524	宇検村															
46	525	瀬戸内町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	所在地等					施設 形態		管理・運営主体										
				愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理		事業運営							
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他				
46	527	龍郷町																			
46	529	喜界町																			
46	530	徳之島町																			
46	531	天城町																			
46	532	伊仙町																			
46	533	和泊町																			
46	534	知名町																			
46	535	与論町																			

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

鹿児島県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他		
			3							3	3	3	3	1	1	1	2	1	
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	2001年1月25日	6	9	24,139	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	託児室の運営
46	203	鹿屋市																	
46	204	枕崎市																	
46	206	阿久根市																	
46	208	出水市																	
46	210	指宿市																	
46	213	西之表市																	
46	214	垂水市																	
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター	2021年1月8日	1	2	65	○	○	○	○								
46	216	日置市	日置市女性センター銀天街	2016年3月2日	0	3	2,159	○	○	○	○					○			
46	217	曾於市																	
46	218	霧島市																	
46	219	いちき串木野市																	
46	220	南さつま市																	
46	221	志布志市																	
46	222	奄美市																	
46	223	南九州市																	
46	224	伊佐市																	
46	225	始良市																	
46	303	三島村																	
46	304	十島村																	
46	392	さつま町																	
46	404	長島町																	
46	452	湧水町																	
46	468	大崎町																	
46	482	東串良町																	
46	490	錦江町																	
46	491	南大隅町																	
46	492	肝付町																	
46	501	中種子町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業								その他		
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・ 提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流		調査研究	
46	502	南種子町																
46	505	屋久島町																
46	523	大和村																
46	524	宇検村																
46	525	瀬戸内町																
46	527	龍郷町																
46	529	喜界町																
46	530	徳之島町																
46	531	天城町																
46	532	伊仙町																
46	533	和泊町																
46	534	知名町																
46	535	与論町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女 性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女 性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女 性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)
			2			19	0	0.0	24	0	0.0	24	0	0.0	21	0	0.0	6,820	467	6.8
46	201	鹿児島市	2001年1月30日	男女共同参画都市かごしま宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							781	87	11.1
46	203	鹿屋市				1	0	0.0	2	0	0.0							148	6	4.1
46	204	枕崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	0	0.0
46	206	阿久根市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	1	1.3
46	208	出水市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	5	2.0
46	210	指宿市				1	0	0.0	1	0	0.0							193	8	4.1
46	213	西之表市				1	0	0.0	1	0	0.0							108	7	6.5
46	214	垂水市				1	0	0.0	1	0	0.0							142	9	6.3
46	215	薩摩川内市	2005年4月1日	男女共同参画都市 さつませんだい宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							557	34	6.1
46	216	日置市				1	0	0.0	1	0	0.0							176	4	2.3
46	217	曾於市				1	0	0.0	2	0	0.0							463	32	6.9
46	218	霧島市				1	0	0.0	2	0	0.0							842	116	13.8
46	219	いちき串木野市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	4	2.8
46	220	南さつま市				1	0	0.0	1	0	0.0							247	9	3.6
46	221	志布志市				1	0	0.0	1	0	0.0							381	29	7.6
46	222	奄美市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	6	5.5
46	223	南九州市				1	0	0.0	1	0	0.0							247	3	1.2
46	224	伊佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							264	10	3.8
46	225	姶良市				1	0	0.0	1	0	0.0							302	21	7.0
46	303	三島村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
46	304	十島村										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
46	392	さつま町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	2	1.5
46	404	長島町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
46	452	湧水町										1	0	0.0	1	0	0.0	125	13	10.4
46	468	大崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	142	2	1.4
46	482	東串良町										1	0	0.0	1	0	0.0	99	27	27.3
46	490	錦江町										1	0	0.0	1	0	0.0	88	3	3.4
46	491	南大隅町										1	0	0.0	0	0		109	3	2.8
46	492	肝付町										1	0	0.0	1	0	0.0	132	3	2.3
46	501	中種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	1.5
46	502	南種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
46	505	屋久島町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	1	3.8
46	523	大和村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	3	27.3
46	524	宇検村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
46	525	瀬戸内町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	9	14.1
46	527	龍郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	3	15.0
46	529	喜界町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0









調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

鹿児島県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
								14	13	777	214	27.5	1	0	2	0	0.0								
	鹿児島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鹿屋市							2	2	140	29	20.7	0	0	0	0									
	枕崎市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	阿久根市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	出水市							2	2	119	37	31.1	0	0	0	0									
	指宿市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	西之表市							1	1	38	10	26.3	0	0	0	0									
	垂水市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	薩摩川内市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	日置市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	曾於市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	霧島市							2	2	160	52	32.5	0	0	0	0									
	いちき串木野市							0	0	0	0		1	0	2	0	0.0								
	南さつま市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	志布志市							2	2	69	25	36.2	0	0	0	0									
	奄美市							2	2	147	41	27.9	0	0	0	0									
	南九州市							1	1	74	17	23.0	0	0	0	0									
	伊佐市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	始良市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	三島村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	十島村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	さつま町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	長島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	湧水町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大崎町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東串良町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	錦江町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南大隅町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	肝付町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	中種子町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南種子町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	屋久島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大和村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	宇検村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	瀬戸内町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	龍郷町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	喜界町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	徳之島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	天城町							1	0	18	0	0.0	0	0	0	0									
	伊仙町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	和泊町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	知名町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	与論町							1	1	12	3	25.0	0	0	0	0									

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

鹿児島県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード	市区町村 名	管理職の在職状況															職務上の地位別職員在職状況															調査 時点 コード	そ の 他	防災・危機管理部署への配置状況					調査 時点 コード	そ の 他						
		うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			防 災 ・ 危 機 管 理 部 局 管 理	う ち 女 性 数	女 性 比 率 (%)	う ち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)																			
		管理職 総数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)																								
		課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)																								
		1,879	203	10.8	1,350	110	8.1	204	13	6.4	139	8	5.8	28	5	17.9	20	2	10.0	1,647	185	11.2	1,191	100	8.4	1,638	307	18.7	1,234	206	16.7	2,491	611	24.5	1,745	387	22.2			1,253	33	2.6	86	0	0.0	
46	201	鹿児島市	963	105	10.9	370	50	13.5	86	8	9.3	47	6	12.8	0	0	0	0	0	577	97	16.8	323	44	13.6	0	0	0	0	0	248	51	20.6	108	20	18.5	1		29	5	17.2	7	0	0.0		
46	203	鹿屋市	45	1	2.2	41	1	2.4	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	35	1	2.9	31	1	3.2	36	4	11.1	34	4	11.8	36	8	22.2	1		18	1	5.6	1	0	0.0				
46	204	枕崎市	32	1	3.1	23	1	4.3											32	1	3.1	23	1	4.3	40	5	12.5	23	2	8.7	27	5	22.7	16	3	18.8	1		3	1	33.3	1	0	0.0		
46	206	阿久根市	19	2	10.5	18	2	11.1											19	2	10.5	18	2	11.1	25	2	8.0	23	2	8.7	27	7	25.9	24	5	20.8	1		42	0	0.0	5	0	0.0		
46	208	出水市	101	22	21.8	51	3	5.9	27	3	11.1	10	0	0.0	3	3	100.0	0	0	71	16	22.5	41	3	7.3	39	12	30.8	21	6	28.6	119	42	35.3	46	5	10.9	1		79	0	0.0	7	0	0.0	
46	210	指宿市	58	5	8.6	52	4	7.7	15	1	6.7	14	1	7.1	0	0	0	0	43	4	9.3	38	3	7.9	78	18	23.1	63	13	20.6	121	49	40.5	105	41	39.0	1		6	0	0.0	1	0	0.0		
46	213	西之表市	22	3	13.6	19	2	10.5											22	3	13.6	19	2	10.5	24	2	8.3	21	2	9.5	36	10	27.8	29	7	24.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0		
46	214	瀬水市	22	0	0.0	17	0	0.0											22	0	0.0	17	0	0.0	31	4	12.9	24	4	16.7	38	8	21.1	24	7	29.2	1		49	1	2.0	3	0	0.0		
46	215	薩摩川内市	101	4	4.0	76	1	1.3	13	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0	0	88	4	4.5	64	1	1.6	201	28	13.9	150	19	12.7	101	17	16.8	59	12	20.3	1		171	5	2.9	14	0	0.0		
46	216	日置市	34	1	2.9	27	1	3.7	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0	0	25	1	4.0	19	1	5.3	82	13	15.9	56	11	19.6	126	41	32.5	79	28	35.4	1		85	0	0.0	5	0	0.0		
46	217	曾於市	28	0	0.0	28	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	28	0	0.0	28	0	0.0	127	33	26.0	102	21	20.6	51	13	25.5	43	8	18.6	1		6	0	0.0	1	0	0.0		
46	218	霧島市	88	5	5.7	72	3	4.2	12	0	0.0	10	0	0.0	8	0	0.0	6	0	68	5	7.4	56	3	5.4	155	22	14.2	101	14	13.9	162	26	16.0	107	17	15.9	1		9	0	0.0	2	0	0.0	
46	219	いちき串木野市	27	2	7.4	24	2	8.3											27	2	7.4	24	2	8.3	51	13	25.5	44	13	29.5	115	30	26.1	88	29	33.0	1		56	0	0.0	3	0	0.0		
46	220	南さつま市	50	4	8.0	37	1	2.7	9	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0	0	41	4	9.8	31	1	3.2	0	0	0	0	0	0	0	100	18	18.0	73	11	15.1	1		84	3	3.6	4	0	0.0	
46	221	志布志市	32	1	3.1	23	0	0.0											32	1	3.1	23	0	0.0	44	3	6.8	34	1	2.9	81	19	23.5	69	14	20.3	1		5	0	0.0	1	0	0.0		
46	222	奄美市	67	4	6.0	60	4	6.7	13	0	0.0	13	0	0.0	0	0	0	0	54	4	7.4	47	4	8.5	131	31	23.7	96	17	17.7	208	61	29.3	152	34	22.4	1		86	1	1.2	1	0	0.0		
46	223	南九州市	31	2	6.5	26	1	3.8											31	2	6.5	26	1	3.8							83	9	10.8	69	6	8.7	1		7	0	0.0	1	0	0.0		
46	224	伊佐市	24	1	4.2	24	1	4.2											24	1	4.2	24	1	4.2							65	9	13.8	65	9	13.8	1		260	0	0.0		0	0.0		
46	225	始良市	53	5	9.4	45	5	11.1	10	1	10.0	9	1	11.1	17	2	11.8	14	2	14.3	26	2	7.7	22	2	9.1	58	17	29.3	48	17	35.4	94	18	19.1	51	12	23.5	1		109	3	2.8	9	0	0.0
46	303	三島村	8	0	0.0	6	0	0.0											8	0	0.0	6	0	0.0	7	1	14.3	3	1	33.3	8	1	12.5	2	1	50.0	1		5	1	20.0	1	0	0.0		
46	304	十島村	6	1	16.7	6	1	16.7											6	1	16.7	6	1	16.7	9	2	22.2				9	2	22.2			1		3	0	0.0	1	0	0.0			
46	392	さつま町	29	2	6.9	22	2	9.1											29	2	6.9	22	2	9.1	25	4	16.0	21	4	19.0	47	8	17.0	34	7	20.6	1		4	0	0.0	1	0	0.0		
46	404	長島町	21	0	0.0	20	0	0.0											21	0	0.0	20	0	0.0	28	5	17.9	27	5	18.5	29	7	24.1	23	3	13.0	1		1	0	0.0	0	0.0			
46	452	湧水町	16	0	0.0	16	0	0.0											16	0	0.0	16	0	0.0	30	2	6.7	29	1	3.4	34	9	26.5	33	8	24.2	1		15	2	13.3	1	0	0.0		
46	468	大崎町	14	0	0.0	12	0	0.0											14	0	0.0	12	0	0.0	23	0	0.0	22	0	0.0	29	6	20.7	23	3	13.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0		
46	482	妻串良町	13	1	7.7	10	1	10.0											13	1	7.7	10	1	10.0	16	0	0.0	14	0	0.0	20	8	40.0	15	5	33.3	1		1	0	0.0	1	0	0.0		
46	490	錦江町	15	1	6.7	15	1	6.7											15	1	6.7	15	1	6.7	2	0	0.0	2	0	0.0	24	4	16.7	24	4	16.7	1		0	0	0.0	1	0	0.0		
46	491	南大隅町	12	1	8.3	12	1	8.3											12	1	8.3	12	1	8.3	26	6	23.1	26	6	23.1	42	14	33.3	42	14	33.3	1		4	0	0.0	1	0	0.0		
46	492	肝付町	22	0	0.0	0	0	0.0											22	0	0.0	0	0	0.0	43	10	23.3				34	3	8.8			1		3	0	0.0	1	0	0.0			
46	501	中種子町	16	2	12.5	14	2	14.3											16	2	12.5	14	2	14.3	0	0	0	0	0	0	45	10	22.2	36	6	16.7	1		2	0	0.0	0	0.0			
46	502	南種子町	14	2	14.3	12	2	16.7											14	2	14.3	12	2	16.7	2	0	0.0	2	0	0.0	37	6	16.2	30	3	10.0	1		12	3	25.0	3	0	0.0		

調査時点	調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出生を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定は、いつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出生に係る産前産後休業期間の記載はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	上記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の出生	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他						
			11		41	7	0	27			1			23	23	24	24	24	23
			5		1	34	27	14			40			11	11	12	11	16	14
			2		1		14	0			0			1	1	1	1	0	0
			25		40						8			8	8	6	7	3	6
46	鹿児島市	鹿児島市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引継ぎ事項等の他の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 2 この要綱において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 一般職の職員 (2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第26号)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員をいう。) (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に基づき認められる文書等、次に掲げるものとする。 ・ 職員録、名刺その他氏名が記載された文書等 ・ 組織内部で使用されるため、当該組織内部において容易に旧姓を使用する職員の同一性を確認できる文書等 ・ 職員の権利義務に係る文書等で、旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする争争のおそれがないもの ・ 前項に掲げるもののほか、職務発給労働人事録表(以下「人事録表」という。)が旧姓を使用することについて変更がないと認められたもの 2 公権の行使に関する文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務発給又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、前条第1項各号に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1)を任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務発給上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2)により、所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳(様式第3)に記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4)を任命権者に提出しなければならない。 2 任命権者は、前項の規定による届出があったときは、旧姓使用中止通知書(様式第5)により、届出した職員の所属長に通知するものとする。 (旧姓使用の申請の制限) 第6条 前条の規定により旧姓の使用を中止した職員は、特段の事情無く再び旧姓使用の承認の申請をすることはできない。 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民に対して、又は職場内において誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事録表が別に定める。	鹿児島市議会	1	2	2	1		鹿児島市議会会議規則 第2条第2項 職員は、出生のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1				





都 道 府 県 市 町 村 コ ロ ニ イ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 期1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 期1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 期1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問5 期4で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問6 期1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 期6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない					
46	指宿市	<p>左記で、1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を記入してください。</p> <p>別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 主な文書等の例 1 専ら組織内部で使用され、議員の同一性の確認が容易にできるもの 紀要文書、決議及び供覧に係る押印、自己申告書、事務引継書、運転日誌、グループウェア、職員名簿、職場での呼称等 2 議員の権利義務に係るものであるが、組織内部の関係にとどまるもので、旧姓の使用による係争のおそれがないもの 出勤簿、休暇簿、週休日振替簿、旅行命令書、遺命書、育児休業承認請求書、介護者の扶養等申請書、病状休職承認申請書、時間外勤務等命令簿、通勤届、住居届、扶養控除届、管理職候補特別推薦候補、文通事故報告書、職務専念義務免除申請書、営利企業従事許可申請書、異動等の内示書等 3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの 名札(身分を証明するものを除く。)、名刺、職員配置図、事務分担表、外部に対する事務連絡文書等の担当表等 4 前3項に掲げるもの以外のもの 専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと任命権者が認めるもの 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 例 1 議員の身分関係に係るもの 人事記録、職員証、法令等に基づく身分証明書、在職証明等の各種証明書類、辞令書、履歴書、宣誓書、退職届、職員派遣等に関する文書、分限、懲戒関係文書等 2 議員の権利義務に係るもので、旧姓の使用による係争のおそれがあるもの又は他に与える影響が大きいもの (1) 給与明細書、源泉徴収票、控除手当届(認定申請書)、年末調整関係文書、共済組合関係文書、公務災害関係文書、健康管理に関する文書、社会保険・労働保険関係文書等 (2) 指宿市会計規則(平成18年指宿市規則第39号)等に定める会計帳簿及び証拠書類</p>	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他



都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
			3 公権力の行使に係るもの (1) 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書 (2) その他議員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 (3) 私人との法律上の関係を発生させる文書 (4) 官公庁等への届出書類 4 前3項に掲げるもののほか、業務遂行上支障があるもの、誤解又は混乱を生じさせるおそれがあるもの (1) 宛名管理システムを通じて氏名が表示されるもの(給与システム、財務会計システム等) (2) その他旧姓の使用による係争のおそれがあると任命権者が認めるもの 第1号様式(第4条関係) 第2号様式(第4条関係) 第3号様式(第5条関係) 第4号様式(第6条関係)														
46	##	指宿市															
46	##	西之表市	4	西之表市議会	1	2	2	1	西之表市議会会議規則 第1章 会議 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第2章 委員会 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							
46	##	垂水市	4	垂水市議会	1	2	2	1	垂水市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第85条(略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないが、運用上認めている。」という制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないが、運用上認めている。」という制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないが、運用上認めている。」という制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないが、運用上認めている。」という制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はないが、運用上認めている。」という制定されたか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 2015年度以降	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
			2	日置市議員旧姓使用取扱規程	薩摩川内市議会	1	2	3	2		2			4	4	1	1	1	1
	日置市	1	第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	日置市議会	1	2	3	2		2				2	2	2	2	2	4
	曾於市	1	曾於市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第97号)第8条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。ただし、臨時的に任用される職員については、この限りでない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、職員配属票、名札及びタイムカードとする。ただし、タイムカードについては、戸籍上の氏を併記しなければならない。 (旧姓使用の申出) 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により所属長を専て、任命権者に提出し、その承認を得なければならない。 (旧姓使用の通知) 第5条 任命権者は、申出者の旧姓が間違いないものと確認し、承認したときは、旧姓使用通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の取消し) 第6条 任命権者は、前条の規定により旧姓の使用の承認後において、当該旧姓使用職員の旧姓の使用が、職務執行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用職員に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、その旨を所属長を経由して当該旧姓の使用の承認を取り消した職員に旧姓使用取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、所属長を経由して、旧姓使用中止届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。	曾於市議会	1	1	2	1		2				2	2	2	2	2	4
	霧島市	1	霧島市議員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上は事務処理上支障や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	霧島市議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	1

都 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取替えることが可能な休業期間(産後)のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、産産後休業期間の期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い											
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定はない。 2. 明記した規定がある。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
46	いちき串木野市	4	いちき串木野市議会	1	1	2	1	いちき串木野市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出でできないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出でできないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2				
46	南さつま市	1	南さつま市議会	1	2	2	1	南さつま市議会議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱は、南さつま市職員定数条例(平成17年度南さつま市条例第20号)第3条各号に掲げる職員に適用する。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表に掲げるものとする。 別表(第3条関係) 例 職場の呼称、職員録、名刺、名札、座席配置図、事務引継書、事務分掌表、紀要文書、各種文書における担当者名、決算に係る印(南さつま市における財務関係規則等に定める証紙書類等を除く)、業務日誌、出勤簿、休暇等給付簿、職務事象業務記録簿、資料企業等の従事許可申請書、育児休業承認請求書、休日勤務命令簿、週休振替簿、代休日指定簿、任命権者が別に定める文書	1	2	2	1	南さつま市議会議規則 第2条 議員は、出産のため出でできないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条 議員は、出産のため出でできないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2
46	志布志市	1	志布志市議会	1	2	2	1	志布志市議会議員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この規程は、志布志市職員定数条例(平成18年志布志市条例第24号)第2条に規定する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表に掲げるものとする。 別表(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 文書等の種類 職場の呼称 職員録 名刺 名札 職員証 座席配置図 電話簿持表 事務引継書 事務分掌表 紀要文書 各種文書における担当者名、決算に係る印(志布志市財務規則(平成18年志布志市規則第36号)等に定める証紙書類等を除く)、出勤簿 休暇簿 職務事象業務記録簿 資料企業等の従事許可申請書 育児休業承認請求書 時間外(休日)勤務命令簿 週休日の振替等命令簿 休振簿 代休日指定簿 扶養親属届 住居届 通勤届 児童扶養手当状況届 その他任命権者が別に定める文書	1	2	2	1	志布志市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出でできないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出でできないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他																
46	##	奄美市	2	奄美市議会	1	2	2	1	奄美市議会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1				
46	##	南九州市	1	南九州市議会	1	2	2	1	南九州市議会議規則 (職員の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	2		
46	##	伊佐市	4	伊佐市議会	1	1	2	1	伊佐市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1		
46	##	姶良市	1	姶良市議会	1	2	2	1	姶良市議会議規則 (職員の届出) 第1条 この訓令は、職員(特別職の職員及び臨時に任用される職員を除く。以下同じ。)が婚姻、喪事その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、当該婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、次に掲げるものとする。 (1) 職員録、名刺その他単に氏名が記載された文書等(職員録、名刺、名刺、職員配置図、事務分掌表) (2) 専ら組織内部で使用されるため、当該組織内部において専ら旧姓を使用する職員の同一性を確保できる文書等(経常文書、事務引継書、履歴事項取組(変更)届、復命書) (3) 職員の特権風情に係る文書等で、旧姓を使用する職員の同一性の確保が等場できず、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの(出勤簿、非次休職等処置簿、勤務を要しない日の振替命令書、育児休業届申請書) (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が旧姓を使用することについて支障がないと認められたもの	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				期1	期2	期3	期4	期5	期6	期7	期8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	期1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	期1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	期1で1.を選択した場合、出産後、産後期間の明記はあるか。	期4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	期1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	期6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
46	##	三島村	4		三島村議会	1	1	3	2		2			2	2	2	2	2	2		
46	##	土島村	4		土島村議会	1	2	2	1		2			2	2	2	2	2	2		
46	##	まつま町	3		まつま町議会	1	2	3	2		2			2	4	4	4	4	4		
46	##	長島町	4		長島町議会	1	2	2	1	長島町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開始時刻までに議長に届け出なければならぬ。2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1		
46	##	湯次町	4		湯次町議会	1	2	3	2	大崎町議会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2		
46	##	大崎町	4		大崎町議会	1	2	2	1	大崎町議会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	4	4	2	4	2	2	
46	##	重良島町	4		重良島町議会	1	2	3	2	錦江町議会規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開始時刻までに議長に届け出なければならぬ。2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	4	4	4	4	2	2	
46	##	錦江町	4		錦江町議会	1	1	2	1	錦江町議会規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開始時刻までに議長に届け出なければならぬ。2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2	2	
46	##	雨次岡町	4		雨次岡町議会	1	2	3	2	雨次岡町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条第4号 議会の議員が、月の中途において離職し、前一月内において再び議員の職に就いたとき、離職した日に係る報酬は、再就任した日の前日までの日数に依り日割計算により支給する。ただし、離職した日に係る議員報酬の額が再就任した日に係る議員報酬の額より高い場合は、離職した日に係る議員報酬を支給し、再就任の日に係る議員報酬は支給しない。	1			1	4	4	4	4	4	4	1
46	##	肝付町	2		肝付町議会	2					2			2	2	2	2	2	2		
46	##	中種子町	4		中種子町議会	1	2	3	2	南種子町議会規則 第2条(欠席の届出) 第2条2項	2			2	2	2	2	2	2		
46	##	南種子町	4		南種子町議会	1	2	2	1	南種子町議会規則 第2条(欠席の届出) 第2条2項	2			1	1	1	1	1	1		
46	##	歴史島町	4		歴史島町議会	1	2	2	1	歴史島町議会議規則 (欠席の届出)第2条 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、議員が出産のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開始時刻までに議長に届け出なければならぬ。2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
46	#	知名町	4		知名町議会	1	2	3	2	知名町議会会議規則 (欠席の届出)  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。  2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週(多胎妊娠にあつては、14週)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
46	#	与論町	4		与論町議会	1	2	2	1	与論町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。  2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で、1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 止。理にハ あ規関 る定す 等ハ ハ が定ト	相に2 談問 理由にハ てハ を議ス 取ハ 置向 しけト	向防3 止。研にハ い修問 るを議 行ハ るハ ト	4 そ 他	その内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				
	0	2	3	1	0	0	0		8	0			4	
	1	6	8	0	0	0	0		9	7			34	
	0	0	32	0	0	2	0		26	2			5	
	42	35	0	0	0	0	0		0	34				
46 ## 鹿児島市	4	1	3						3	2			2	
46 ## 鹿嶋市	4	4	3						3	4			2	
46 ## 枕崎市	4	2	3						1	4			2	
46 ## 国分市	4	4	3						3	4			2	
46 ## 出水市	4	2	3						3	2			2	
46 ## 指原町	4	2	2						2	4			2	
46 ## 伊佐市	4	4	3						3	2			2	
46 ## 東水市	4	4	3						2	4			2	
46 ## 薩摩川内市	4	4	1						2	4			2	
46 ## 日置市	4	2	2						2	4			1	
46 ## 曾於市	4	4	1	1					1	4			2	
46 ## 高島市	2	2	3						3	4			2	
46 ## いちき串木	4	4	3						3	4			2	
46 ## 枕崎	4	4	3						3	4			2	
46 ## 南さつま市	4	4	3						3	4			2	
46 ## 志布志市	4	4	3						3	2			2	



